平成３０年（フ）第３０１号
東京都小平市美園町１丁目８－１－1314
破産者　菊地眞知子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６号
東京都江戸川区松江５丁目16－10－202
破産者　中村　仁志
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９０号
東京都台東区谷中２丁目１－14－202
破産者　村上　　卓
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９５号
埼玉県川口市安行出羽５丁目９－９　チェリーハイツＡ201
破産者　中村　　太
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１２号
東京都江戸川区興宮町２－２－409
破産者　水元　真貴（旧姓高田）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５１９号
東京都足立区西綾瀬３丁目４－12－201
破産者　浜田和孝こと　濱田　和孝
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５６号
東京都港区三田５丁目６－11　レジディア白金高輪Ⅱ601、住民票上の住所東京都港区三田５丁目６－11－601
破産者　瀧川　泰行
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６２号
東京都練馬区関町東１丁目29－６－102
破産者　阿部　貴紀
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９６号
東京都江戸川区南葛西５丁目17－４－106
破産者　山崎　武史
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１０号
東京都杉並区西荻北４－31－15、住民票上の住所福岡県大牟田市龍湖瀬町８－55
破産者　水落　英雄
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６１１号
福岡県大牟田市龍湖瀬町８－55
破産者　水落由美子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３０号
神奈川県横須賀市吉井２－３－20　今村荘１Ｆ、住民票上の住所神奈川県横須賀市吉井２丁目３－20　今村荘２Ｆ左
破産者　吉福　貴志
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３２号
千葉県成田市玉造４丁目40－11
破産者　富澤　俊介
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３７号
東京都目黒区青葉台１丁目６－48－1406
破産者　ＹＧ　ＰＬＡＺＡこと　後藤　裕二
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３８号
東京都目黒区青葉台１丁目６－48－1406
破産者　後藤　育子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６４７号
東京都台東区東浅草１丁目13－５－201
破産者　佐藤　賢二
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６７号
東京都江東区東雲２丁目２－14－2713
破産者　中村　厚子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９５号
東京都江戸川区平井７丁目18－６－505
破産者　境　　晃地
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９６号
東京都練馬区羽沢１丁目22－16－209
破産者　片山　聡子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷１－23－１－105、住民票上の住所茨城県北相馬郡利根町大字布川2476－15
破産者　大澤　勝幸
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０８号
東京都三鷹市野崎２丁目19－７－105
破産者　柳澤　　豪
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７３１号
東京都大田区西六郷３丁目５－３－101
破産者　南　　直人
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部